

社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会
理事・監事・評議員選任規程

(趣旨)

第1条 この規程は、理事、監事及び評議員の選出区分について必要な事項を定めるものとする。

(理事・監事及び評議員の選任)

第2条 理事、監事及び評議員の選任は、次のとおりとする。

- 1 定款第19条に規定する理事及び監事は、次に掲げる区分により評議員会の決議によって選任する。
- 2 評議員選任・解任委員会運営細則第9条に規定する候補者は、次に掲げる区分により評議員選任・解任委員会の決議によって選任する。

(理事・監事・評議員選出基準)

区 分		理 事	監 事	評 議 員	選 出 範 囲
1	各種住民組織の代表 (住民代表的な性格 のつよいもの)	若干名	—	若干名	自治会、婦人組織、青年組織、 農・漁協、商工会議所、 労働組合、ボランティア等
2	福祉専門機関、団体の 代表	若干名	—	若干名	民生委員・児童委員、 社会福祉施設代表、更生保護団体代表、NPO代表、福祉関係行政機関等
3	各種福祉団体の代表 (当事者団体的性格 のつよいもの)	若干名	—	若干名	障がい(児)者団体及び同保護者会、母子・父子団体、老人クラブ等
4	関連分野団体	若干名	—	若干名	社会教育・学校教育の 関係団体、医師会、保健衛生施設団体、関連行政機関(保健、衛生、労働、教育、議会)等
5	学識経験者	若干名	—	若干名	
6	その他	—	2名	—	社会福祉法第44条に 規定する財務諸表等を 監査しうる者 社会福祉事業について 知識経験を有する者
合 計		10名以上～ 15名以内	2名	40名以上～ 50名以内	

(兼務の禁止)

第3条 理事、監事及び評議員は相互に兼務することが出来ない。

(雑則)

第4条 公職又は団体、施設の代表として理事、監事及び評議員になった者の任期は、その在職期間とする。

(委任)

第5条 この規定の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。